

# 福岡県公報

令和6年5月10日  
第 494 号

## 目 次

### 告 示 (第281号 - 第285号)

○自衛官の募集	(行財政支援課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
○福岡県営住宅退去者滞納家賃回収業務委託に係る委託契約の告示	(県営住宅課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
<b>公 告</b>		
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
○令和6年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬 務 課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○落札者等の公示	(教育庁義務教育課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	6
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	6
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	6
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7

○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	10
○建設業の許可の取消し	(建築指導課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○土地改良区連合の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	12

## 告 示

### 福岡県告示第281号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 募集種目  
自衛官候補生
- 2 受付期間  
令和 6 年 5 月 8 日（水）から令和 6 年 7 月 8 日（月）まで
- 3 応募資格
  - (1) 採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 33 歳未満の者で日本国籍を有する者  
※32 歳の者は、採用予定月の末日現在、33 歳に達していない者
  - (2) 詳細は、採用案内による。

- 4 試験期日  
試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。
  - (1) 学科試験・適性検査（Web）  
令和 6 年 7 月 15 日（月）～令和 6 年 7 月 17 日（水）（予定）
  - (2) 口述試験・身体検査  
令和 6 年 7 月 21 日（日）～令和 6 年 7 月 23 日（火）（予定）

5 受付場所

受付場所	名 称
福岡市博多区竹丘町 1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部 募集課
北九州市小倉南区北方 5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728 又は 093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋 1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津 639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町 5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南 2-1-5 博多サンシティビル 2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)

福岡市東区名島 3-24-2 (電話 092-672-3255)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (名島)
福岡市西区姪の浜 5-4-20 パールマンション 1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市諏訪野町 2401 (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富 127 番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町 1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町 6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

福岡県告示第 282 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県 道	柳 川 線 筑 後 線	前	筑後市大字常用 470 番 1 先から 筑後市大字水田 899 番 1 先まで	8.4 ～ 15.7	480.0
			後	筑後市大字常用 470 番 1 先から 筑後市大字水田 899 番 1 先まで	11.4 ～ 21.4	

福岡県告示第 283 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 2 月 18 日福岡県告示第 131 号北九州広域都市計画道路事業 3・3・44-19 号 4 号線及び北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-179 号 砂津長浜線の事業計画の変更を認可した

ので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 6 年 5 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業 3・3・44-19号 4号線

北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-179号 砂津長浜線

3 事業施行期間

平成 11 年 8 月 25 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第 284 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委 託 先 N T S 総合弁護士法人

2 所 在 地 東京都港区芝浦三丁目 16 番 20 号

3 委 託 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

福岡県告示第 285 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 6 年 5 月 10 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	442 号	八女市黒木町大淵 2911 番 4 先から 八女市黒木町大淵 2903 番 1 先まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サンリブ筑後

(2) 所在地 筑後市大字徳久字中牟田 251 番 3 外

2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見ございません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 南風台ショッピングセンター

(2) 所在地 糸島市南風台三丁目169番1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

なし

公告

令和6年度毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験）を次のように実施する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

制限は設けない。

なお、次に掲げる者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることができない。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第6条の2の規定により準用する省令第4条の7で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

(ア) 毒物及び劇物に関する法規

(イ) 基礎化学

(ウ) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

イ 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
令和6年8月6日（火曜日） 10時00分～12時00分	福岡市博多区石城町2-1 福岡国際会議場

備考 台風等の自然災害の影響により試験が実施できないと判断した場合は、予備日を令和6年8月20日（火曜日）10時00分から12時00分までとして実施予定。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願1部及び写真台帳（写真（申込前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、名刺型タテ4cm×ヨコ3cmで、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの。）を写真貼付欄にのりづけすること。）1部並びに試験手数料10,500円を添えて、県内に居住し、又は勤務する受験者にあつては住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉（環境）事務所又は市保健所（北九州市及び久留米市の保健所並びに福岡市の各区保健福祉センター。以下同じ。）へ、それ以外の受験者にあつては福岡県保健医療介護部薬務課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「薬務課」という。）へ提出すること。

イ 受験願等の用紙は、最寄りの県保健福祉（環境）事務所、市保健所又は薬務課

で交付する。郵便によって受験願等の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（A4版）を必ず同封すること。

ウ 試験手数料10,500円は、福岡県領収証紙により納入（領収証紙納付書に貼付）すること。ただし、県保健福祉（環境）事務所においては、キャッシュレス決済による納付も可能とする。試験手数料は、申込み受付後は、一切返還しない。

エ 郵便により申し込む場合（県外に居住し、かつ、勤務する者に限る。）は、必ず書留郵便とすること。

#### (2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和6年6月5日（水曜日）から同月14日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、福岡市の各区保健福祉センターにあっては、午前9時00分から午後5時00分まで。）とする。

イ 郵便による受験申込みは、令和6年6月14日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 4 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、令和6年9月6日（金曜日）午前9時00分に薬務課、県保健福祉（環境）事務所及び市保健所に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。

#### 5 その他

(1) 身体上の都合により、やむを得ず座席の配慮や車での来場が必要な場合は、受験願の最下段余白にその旨朱書きするとともに、窓口にて申し出ること（後日、状況を聞き取りの上、可能な対応について検討する。）。

なお、「身体上の都合」とは、身体の障がいや怪我により車イスや松葉杖を使用している場合、妊娠している場合、難聴の場合等を指す。

(2) 受験手続その他の問合せは、最寄りの県保健福祉（環境）事務所又は市保健所に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して84円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

柳川市西蒲池字石塚1112番1、1115番、1116番1から1116番4まで、1120番、1120番2、1121番、1121番5、1121番6及び1121番9

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳川市田脇213番地1

浜新硝子株式会社

代表取締役 過能 史光

### 公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 契約に係る特定役務の名称及び数量

令和6年度福岡県学力調査業務 一式

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

##### (1) 部局の名称

教育庁教育振興部義務教育課

##### (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

#### 3 契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

#### 4 契約の相手方の氏名及び住所

##### (1) 氏名

株式会社フクト

##### (2) 住所



福岡市中央区薬院四丁目3番20号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

44,966,383円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市青柳字釜田771番1、772番1、773番、774番1、775番1から775番3まで、776番1、777番1、778番、780番1、780番2、781番1、781番2、782番、783番1、784番1、784番4、785番1、785番6、786番1、786番3、787番1、787番2、788番1、788番2、789番1から789番7まで及び790番1から790番3まで、字馬渡791番4、791番5、792番3、792番4、794番3及び794番4並びに3758番7から3758番9まで、3767番1から3767番3まで、3768番1、3768番3、4040番4、4042番2から4042番4まで、4044番3から4044番6まで、4045番1、4045番2及び4048番3から4048番5まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区海岸一丁目9番18号国際浜松町ビル7階

株式会社ラ・アトレ

代表取締役 脇田 栄一

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（令和5年度地盤沈下観測調査一級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	令和6年3月25日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級及び4級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町大字上別府、大字別府	令和6年3月15日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測定の種類  
公共測量（基準点設置）
- 2 測定の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
築上郡築上町大字本庄	令和 6 年 3 月 27 日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測定の種類  
公共測量（（岐志地区）実施計画図作成）
- 2 測定の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
糸島市志摩岐志	令和 6 年 3 月 22 日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測定の種類  
公共測量（基準点設置）
- 2 測定の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
---------	-----------

実 施 地 域	終 了 年 月 日
築上郡築上町大字寒田の一部	令和 6 年 3 月 27 日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測定の種類  
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 測定の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
朝倉市、八女市	令和 6 年 3 月 22 日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測定の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 測定の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
遠賀郡遠賀町大字広渡	令和 6 年 3 月 21 日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したの

で、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
筑紫野市大字天山、久山町大字猪野	令和6年3月22日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、太宰府市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量、写真地図、数値地形図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
太宰府市	令和6年3月15日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人 都市再生機構九州支社 支社長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市東区箱崎6丁目10番地	令和6年3月26日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、築上町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影、写真地図）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
築上町	令和6年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（数値地形図データ修正）



## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
久留米市全域	令和 6 年 3 月 25 日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、久山町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
久山町	令和 6 年 3 月 19 日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮若市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（令和 5 年度宮若市データ共通基盤地図情報更新（都市計画基本図修正及び公開型GIS構築））

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
宮若市行政面積一部12.0km <sup>2</sup>	令和 6 年 3 月 28 日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上毛町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
上毛町全域	令和 6 年 3 月 27 日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、吉富町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
吉富町全域	令和 6 年 3 月 21 日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市全域	令和6年3月15日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（令和6年度評価替に伴う航空写真撮影及び写真地図作成業務委託）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
筑紫野市全域87.73km <sup>2</sup>	令和6年3月18日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 契約に係る特定役務の名称

人事給与システム運用保守業務委託

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

## (1) 氏名

T I S株式会社 九州支社

## (2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

## 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,930,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(b)(iii)及び(c)(i)に該当

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づき、建設業の営業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 処分をした年月日

令和6年4月26日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許 可 番 号
株式会社グリーンウッドデザイン	福岡市東区香住ヶ丘 6-5-13	栗原 克也	令和3年12月27日 福岡県知事許可（般-3） 第110193号

3 処分の内容

建築一式工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社グリーンウッドデザインについては、建設業者の営業所の所在地が確知できないため、令和6年3月19日付の福岡県公報にその旨公告したが、30日を経過しても申し出がなかった。

このことは、建設業法第29条の2第1項に該当する。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ドラッグコスモス広川中学校前店
- (2) 所在地 八女郡広川町大字久泉字堀見テ480番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等

駐車場出入口の計画については、近隣の学校施設を考慮して、学校施設から極力

離れた場所に1カ所配置する等配慮いただいておりますが、通学路であり、周辺に住宅地も多いので事故発生等には十分にご留意ください。

駐車場の出入りの際、運転手から駐車場に面する歩道の歩行者を十分に視認できるよう、のぼり旗等、視界を遮るものの設置等には安全対策の徹底等ご配慮ください。

(2) 騒音の発生に係る事項

同法の趣旨を踏まえ、周辺へ生活環境の保持に向けた配慮も認められるため、異存ありませんが、荷さばき施設付近に住宅地もありますので搬出入時におきましては、十分にご配慮ください。

(3) 廃棄物に係る事項等

特になし

(4) 街並みづくり等への配慮等

特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 カホテラス
- (2) 所在地 飯塚市鶴三緒1151番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年4月12日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称)下大利商業施設 大野城市下大利一丁目216番1外4筆	(仮称)下大利商業施設 大野城市下大利一丁目216番12

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者  
氏名

変更前	変更後
九州旅客鉄道株式会社 代表取締役 青柳 俊彦 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号	九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長執行役員 古宮 洋二 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条の規定において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条の規定において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

令和6年5月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区連合名	認可年月日
----------	-------

筑後川下流土地改良区連合

令和6年4月26日